

寒河江市農業委員会告示 第 1 2 号

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 3 3 条の規定により、
寒河江市農業委員会第 5 回総会の議事録を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

寒河江市農業委員会
会 長 木 村 三 紀

- 1 縦覧開始日 令和 7 年 6 月 2 5 日とする。ただし、寒河江市の休日を定める
条例（平成 2 年条例第 1 6 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を
除く。
- 2 縦 覧 時 間 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで
- 3 縦 覧 場 所 寒河江市農業委員会事務局